

「対象原子力事業所として指定された施設（法第8条関係）」の訂正について

令和8年7月3日付けで警察庁ウェブサイトにおいて公開していた「対象原子力事業所として指定された施設（法第8条関係）」中「対象施設、対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図」について、次のとおり訂正いたします。

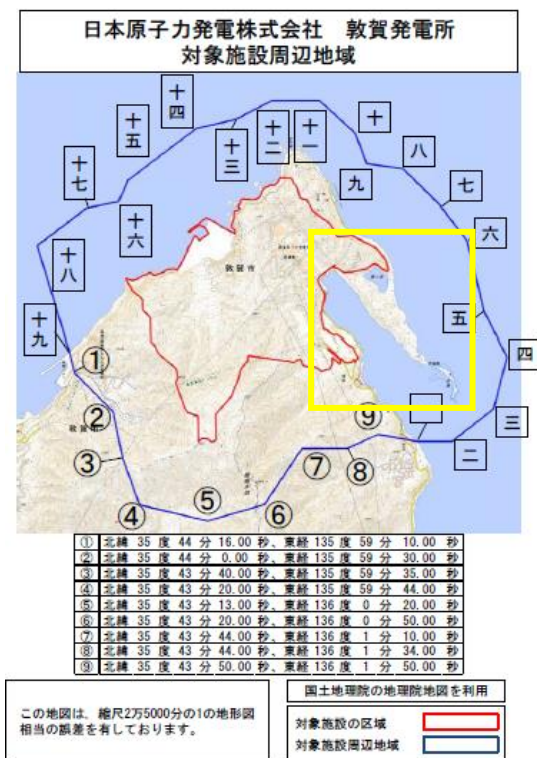
1 訂正箇所

「対象施設、対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図」63 ページ上部の図面

2 訂正内容

対象施設の区域を示す赤線が、半島部分を正しく線描されていなかったことから、次の黄枠のとおりに訂正しています。

【訂正前】



【訂正後】

